官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（三一八）　二
○総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一九）
○総合法律支援法施行令の一部を改正する政令（三二〇）
〔省　令〕
○総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四四）　二
〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件
（**法務**一一七）
○返納を命じた旅券を無効とする件
（**外務**三四四～三四七）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件
（**農林水産**一三八六～一三九二）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件
（**経済産業**一二九）　五
○水先人に免許を与えた件
（**国土交通**八六五）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**八六六）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**八六七～八六九）
○海上における射撃訓練を実施する件
（**防衛**一〇五～一一三）　七
○道路に関する件
（**九州地方整備局**一〇三～一〇五）　九
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（**最高裁**三）
〔人事異動〕
内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　法務省　九
〔皇室事項〕　10
〔官庁報告〕
官庁事項　10
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　10
法　務
再審による無罪判決の公示
（名古屋高等裁判所金沢支部）　11
〔公　告〕
諸　事　項　11
官庁
鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任関係　11
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　11
会社その他
二一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第三百十八号）（厚生労働省）

1　社会・援護局地域福祉課及び障害保健福祉部障害福祉課並びに老健局高齢者支援課の所掌事務として、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する基本方針並びに都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務を追加すること。（本則関係）

2　この政令は、令和七年十月一日から施行すること。（附則関係）

◇総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百十九号）（法務省）

総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）の施行期日は、令和八年一月十三日とする。

◇総合法律支援法施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十号）（法務省）

1　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第九号ロの政令で定める罪及び政令で定める程度の被害を定めることとする。（第十条の二関係）

2　この政令は、総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）の施行の日（令和八年一月十三日）から施行する。（附則関係）

政　令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百三条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）に規定する基本方針、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務のうち地域における社会福祉の増進に関すること。

第百十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する基本方針、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務のうち障害者の福祉の増進に関すること。

第百十五条に次の一号を加える。

九　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する基本方針、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務のうち老人の福祉の増進に関すること。

附　則

この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百十九号

総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年一月十三日とする。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

総合法律支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十号

総合法律支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第九号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　日本司法支援センター評価委員会（第二条―第十条）」を「第二章　日本司法支援センター評価委員会（第二条―第十条）　第二章の二　業務の範囲（第十条の二）」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　業務の範囲

（法第三十条第一項第九号ロの政令で定める罪等）

第十条の二　法第三十条第一項第九号ロの政令で定める罪は、故意の犯罪行為により人を負傷させた罪とする。

2　法第三十条第一項第九号ロの政令で定める程度の被害は、負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が三月以上であるもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）第二条第一項に規定する程度の身体上の障害が存するものとする。

附　則

この政令は、総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）の施行の日（令和八年一月十三日）から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○法務省令第四十四号

総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）の施行に伴い、及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十四条第二項の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十日

法務大臣　鈴木　馨祐

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　法第三十四条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～五　略］ 六　法第三十条第一項第九号に規定する業務及びこれに附帯する業務に関し、次に掲げる事項 イ　援助の要件に関する事項 ロ　法律相談の実施に関する事項 ハ　法律事務及びこれに付随する事務の取扱いに係る契約の締結に関する事項 ニ　法律事務及びこれに付随する事務の取扱いに係る報酬並びに費用の算定の基準並びに支払に関する事項 ホ　その他同号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 七　法第三十条第一項第十号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 八　法第三十条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 九　法第三十条第一項第十二号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 十～十三　［略］	（業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　法第三十四条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～五　同上］ ［号を加える。］ 六　法第三十条第一項第九号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 七　法第三十条第一項第十号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 八　法第三十条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項 九～十二　［同上］

備考　表中の［一］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、総合法律支援法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月十三日）から施行する。

その他告示

○法務省告示第百十七号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年九月十日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

京都弁護士会

京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル桝屋町一番地

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年九月一日

○外務省告示第三百四十四号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日
発行年月日　令和七年二月十三日
旅券番号　ＭＪ四四二〇九八九

○外務省告示第三百四十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日
発行年月日　令和七年二月十三日
旅券番号　ＭＪ四四二〇九八九

○外務省告示第三百四十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日
発行年月日　令和七年四月十六日
旅券番号　ＭＶ〇一二二五八七

○外務省告示第三百四十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年九月十日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月二十二日
発行年月日　令和七年六月六日
旅券番号　ＭＶ〇二八〇八二一

○農林水産省告示第千三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市・南牟婁郡御浜町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
熊野市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）
二(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
津市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市・南牟婁郡御浜町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
熊野市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）
二(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
津市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡幕別町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。
2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年九月十日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波	北海道 函館市 小樽市 室蘭市 釧路市 北見市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 紋別市 根室市 登別市 伊達市 石狩市 北斗市 松前郡松前町 松前郡福島町 上磯郡知内町 上磯郡木古内町 茅部郡鹿部町 茅部郡森町 二海郡八雲町 山越郡長万部町 寿都郡黒松内町 積丹郡積丹町 古平郡古平町 余市郡余市町 増毛郡増毛町 留萌郡小平町 苫前郡苫前町 苫前郡羽幌町 苫前郡初山別村 天塩郡遠別町 天塩郡天塩町 宗谷郡猿払村 枝幸郡浜頓別町 枝幸郡枝幸町 天塩郡豊富町 礼文郡礼文町 利尻郡利尻町 利尻郡利尻富士町 天塩郡幌延町 斜里郡斜里町 斜里郡小清水町 紋別郡湧別町 紋別郡興部町 紋別郡雄武町 虻田郡豊浦町 白老郡白老町 勇払郡厚真町 虻田郡洞爺湖町 勇払郡むかわ町 沙流郡日高町 新冠郡新冠町 浦河郡浦河町 様似郡様似町 幌泉郡えりも町 日高郡新ひだか町 広尾郡大樹町 広尾郡広尾町 中川郡豊頃町 十勝郡浦幌町 釧路郡釧路町 厚岸郡厚岸町 厚岸郡浜中町 白糠郡白糠町 野付郡別海町 標津郡標津町 目梨郡羅臼町 青森県 八戸市 三沢市 むつ市 東津軽郡外ヶ浜町 上北郡六ヶ所村 上北郡おいらせ町 下北郡風間浦村 下北郡佐井村 三戸郡階上町 岩手県 宮古市 大船渡市 久慈市	令和七年七月三十日から令和七年十二月九日まで

	陸前高田市
	釜石市
	上閉伊郡大槌町
	下閉伊郡山田町
	下閉伊郡岩泉町
	下閉伊郡田野畑村
	下閉伊郡普代村
	九戸郡野田村
	九戸郡洋野町
宮城県	
	仙台市
	石巻市
	塩竈市
	気仙沼市
	名取市
	多賀城市
	岩沼市
	東松島市
	亘理郡亘理町
	亘理郡山元町
	宮城郡松島町
	宮城郡七ヶ浜町
	宮城郡利府町
	牡鹿郡女川町
	本吉郡南三陸町
福島県	
	いわき市
	双葉郡広野町
	相馬郡新地町
静岡県	
	静岡市
	沼津市
	伊東市
	富士市
	磐田市
	下田市
	伊豆市
	賀茂郡東伊豆町
三重県	
	鳥羽市
	志摩市

○国土交通省告示第八百六十五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六四号	横山　卓矢	静岡県	令和七年八月二十六日	田子の浦水先区

○国土交通省告示第八百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1732	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業施設建築物B－1街区」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	森ビル株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	令和7年8月22日

○国土交通省告示第八百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仙ヶ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県桐生市梅田町一丁目の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を昭和四十二年建設省告示第千百五十七号で指定した金沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°27′14.9399″	139°21′48.0204″
2	36°27′14.7817″	139°21′46.7583″
3	36°27′16.2151″	139°21′43.7309″
4	36°27′15.2608″	139°21′42.8024″
5	36°27′13.9565″	139°21′41.1340″
6	36°27′15.1050″	139°21′38.7715″
7	36°27′15.4872″	139°21′38.9086″
8	36°27′15.2607″	139°21′40.6011″
9	36°27′17.9004″	139°21′42.1494″
10	36°27′18.6527″	139°21′43.2368″
11	36°27′20.1021″	139°21′43.6338″
12	36°27′20.1025″	139°21′44.0221″
13	36°27′18.9608″	139°21′43.8973″
14	36°27′17.6955″	139°21′43.1061″
15	36°27′16.7335″	139°21′45.3951″
16	36°27′15.3730″	139°21′47.5435″

○国土交通省告示第八百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下田川
二　砂防法第二条の土地の表示
　宮崎県小林市須木下田の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°03′59.4430″	131°04′37.5946″
2	32°03′58.9147″	131°04′36.6345″
3	32°03′58.2896″	131°04′36.2673″
4	32°03′57.6845″	131°04′35.0500″
5	32°03′57.6636″	131°04′31.9179″
6	32°03′57.7104″	131°04′31.8532″
7	32°03′58.0896″	131°04′31.7402″
8	32°03′58.6364″	131°04′32.3379″
9	32°03′58.9384″	131°04′34.5980″
10	32°03′59.6067″	131°04′34.8367″
11	32°03′59.8593″	131°04′35.1321″
12	32°03′59.8548″	131°04′35.6167″
13	32°03′59.2664″	131°04′36.1144″
14	32°03′59.3662″	131°04′36.3467″
15	32°03′59.4336″	131°04′36.6014″
16	32°03′59.5038″	131°04′36.6277″
17	32°03′59.6658″	131°04′37.0270″
18	32°03′59.8001″	131°04′37.2926″

○国土交通省告示第八百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　霧島火山備蓄ヤード
二　砂防法第二条の土地の表示
　宮崎県えびの市大字原田の区域内の土地のうち、次の一点から三十八点までを順次結んだ線及び一点と三十八点を県道生駒高原北西方線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31°59′03.6244″	130°53′30.5677″
2	31°59′03.5301″	130°53′30.6388″
3	31°59′03.2532″	130°53′30.6036″
4	31°59′03.0864″	130°53′30.4778″
5	31°59′02.8998″	130°53′30.3466″
6	31°59′02.6255″	130°53′30.1787″
7	31°59′02.2842″	130°53′30.0468″
8	31°59′01.9235″	130°53′29.9972″
9	31°59′01.5506″	130°53′29.9629″
10	31°59′01.2941″	130°53′29.9184″
11	31°59′01.0360″	130°53′29.8313″
12	31°59′00.8173″	130°53′29.7165″
13	31°59′00.5803″	130°53′29.5434″
14	31°59′00.3617″	130°53′29.3245″
15	31°58′59.8949″	130°53′28.7894″
16	31°58′59.4292″	130°53′28.2575″
17	31°58′59.3323″	130°53′28.1491″
18	31°58′59.2144″	130°53′28.0451″
19	31°58′59.1281″	130°53′27.9866″
20	31°58′58.9383″	130°53′27.8804″
21	31°58′58.7174″	130°53′27.8079″
22	31°58′58.4391″	130°53′27.7667″
23	31°58′58.1519″	130°53′27.6587″
24	31°58′57.8409″	130°53′27.3544″
25	31°58′57.6351″	130°53′27.0920″
26	31°58′57.6130″	130°53′27.0638″
27	31°58′57.4331″	130°53′26.8344″
28	31°58′57.2282″	130°53′26.5867″
29	31°58′57.0259″	130°53′26.4000″
30	31°58′56.8321″	130°53′26.2522″
31	31°58′56.5985″	130°53′26.1148″
32	31°58′56.3663″	130°53′25.9890″
33	31°58′56.1388″	130°53′25.8169″
34	31°58′55.9206″	130°53′25.5437″
35	31°58′55.8625″	130°53′25.4266″
36	31°58′56.2405″	130°53′24.8022″
37	31°58′56.5208″	130°53′24.3391″
38	31°58′56.6317″	130°53′24.2538″

○防衛省告示第二百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月二十四日（予備、同月二十五日及び同月二十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十五日から同月十九日及び同月二十三日から同月二十六日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒
　　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒
　　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒
　　東経一四〇度一四分〇九秒
実施艦
自衛艦十隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十六日及び同月二十四日（予備、同月十七日、同月十八日及び同月二十五日から同月二十八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
　　北緯三二度四七分一二秒
(イ)　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒
(エ)　北緯三二度四七分一二秒
　　東経一二八度四五分五二秒
実施艦
自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十六日及び同月十七日（予備、同月十八日から同月二十日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒
　　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒
　　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒
自衛艦九隻
実施艦
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十五日及び同月二十四日（予備、同月十六日から同月二十三日及び同月二十五日から同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二六度二三分一四秒
　　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒
　　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒
　　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒
　　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦
自衛艦十三隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月二十四日（予備、同月二十五日から同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二五度四一分一五秒
　　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒
　　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒
　　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒
　　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒
　　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒
　　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒
　　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦
自衛艦十三隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十七日（予備、同月十六日及び同月十八日から同月二十日）の〇五〇〇から一九〇〇まで
区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
自衛艦九隻
実施艦
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十七日（予備、同月十六日及び同月十八日から同月二十日）の〇五〇〇から一九〇〇まで
区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
自衛艦九隻
実施艦
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月十五日及び同月二十三日から同月二十六日の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　九州地方整備局図面縦覧場所

二百二十号　垂水市牛根境字境崎一五〇二番一から同市牛根境字境崎一五〇一番三まで　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十日

○九州地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
熊本県玉名郡玉東町大字上木葉字竹ノ下三一番一から同町大字木葉字土生野七六一番五まで	前	一一・一七～二〇・八三メートル
	後	一〇・九四～二七・〇七キロメートル
	前	〇・三五〇
	後	〇・三五〇

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　九州地方整備局図面縦覧場所

二百八号　熊本県玉名郡玉東町大字上木葉字竹ノ下三一番一から同町大字木葉字土生野原六九四番三まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十日

○最高裁判所告示第三号

最高裁判所判事宇賀克也の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、令和七年九月三日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　岡村　和美

令和七年九月十日

最高裁判所長官　今崎　幸彦

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理解職

国務大臣　小泉進次郎

環境大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　小泉進次郎

内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる（以上九月五日）

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（九月六日）

○防衛大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

防衛大臣中谷元海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（九月八日）

（警察庁長官官房付）警視長　髙塚　洋志

内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）に転任させる

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に併任する

（警察庁警備局付）警視長　淡路　恵介

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）内閣事務官　安田　貴司

警察庁に出向させる

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）の併任を解除する

（警察庁警備局付）警視監　松下　徹

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（警察庁警備局付）警視監　則包　卓嗣

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（以上九月八日）

内閣府

（警視庁総務部長）警視監　松下　徹

警察共済組合監事に任命する

（静岡県警察本部長）同　久田　誠

警察共済組合監事を免ずる　田口　紀子　島村　英

預金保険機構理事に任命する（各通）（以上九月八日）

国家公安委員会

（京都府警察本部刑事部長）警視長　田中　靖之

石川県警察本部長を命ずる

（警察庁生活安全局生活経済対策管理官）同　中村振一郎

島根県警察本部長を命ずる（以上八月二十二日）

警察庁

（東北管区警察局長）警視監　小山　巖

辞職を承認する

（関東管区警察局総務監察部長兼広域調整部長）同　岸田　憲夫

東北管区警察局長を命ずる

（千葉県警察本部警備部長）警視正　宮廻　好彦

警察庁長官官房参事官（拉致問題対策担当）兼警備局付を命ずる

（中日本高速道路株式会社東京支社副支社長）　小野　宏樹

警視長に任命する

警察庁生活安全局生活経済対策管理官を命ずる

（広島県警察本部警務部長兼広島市警察部長）　警視正　武田　一志
警察大学校警備教養部長を命ずる
（警察大学校特別捜査幹部研修所長）　警視監　櫻井　美香
警察大学校警備教養部長事務取扱を免ずる
（島根県警察本部長）　同　丸山　直紀
関東管区警察局総務監察部長兼広域調整部長を命ずる（以上八月二十二日）

法務省

（福井地方検察庁検事正）　検事　河原　将一
最高検察庁検事に配置換する
（福岡地方検察庁小倉支部長）　同　岡本　貴幸
福井地方検察庁検事正に配置換する
（名古屋高等検察庁刑事部長）　同　石島　正貴
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁小倉支部勤務を命ずる
福岡地方検察庁小倉支部長を命ずる
（佐賀地方検察庁検事正）　同　山上　富蔵
最高検察庁検事に配置換する
（名古屋地方検察庁次席検事）　同　堂免　雅樹
佐賀地方検察庁検事正に配置換する
（福岡高等検察庁刑事部長）　同　野村　安秀
名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁次席検事を命ずる
（東京地方検察庁検事兼東京法務局訟務部付）　検事兼法務事務官　輿水　将利
法務省訟務局付に併任する
東京法務局訟務部付の併任を解除する
（札幌高等検察庁検事札幌法務局訟務部長法務総合研究所札幌支所教官）　検事　三好　一生
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
法務総合研究所札幌支所教官に充てるにとを解く
（津地方検察庁検事）　同　永井　絢子
千葉地方検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事）　同　奥田　洋平
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋高等検察庁刑事部長を命ずる
（同）　同　鵜野澤　亮
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁刑事部長を命ずる
（山形地方検察庁検事兼山形地方検察庁米沢支部長）　同　久能　裕斗
仙台地方検察庁検事に配置換する
山形地方検察庁米沢支部勤務を免ずる
山形地方検察庁米沢支部長を免ずる
（仙台地方検察庁検事）　同　三宅　珠理
山形地方検察庁検事に配置換する
かねて山形地方検察庁米沢支部勤務を命ずる
かねて山形地方検察庁米沢支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）　検事兼法務事務官　井上満帆子
高松地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）　検事　長谷川麻理
法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する
（東京地方検察庁検事法務省訟務局参事官）　同　前田　佳行
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌法務局訟務部長に充てる
かねて法務総合研究所札幌支所教官に充てる
法務省訟務局参事官に充てるにとを解く（以上九月一日）
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）　検事兼法務事務官　山野　宏基
福岡地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（九月三日）
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房国際課付）　検事兼法務事務官　河野　龍三
外務省に出向させる
法務事務官（法務省大臣官房国際課付）の併任を解除する
検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する　萩原　秀紀
公証人分科会に所属させる
任期は令和七年十二月三十一日までとする　中田　和範
検察官・公証人特別任用等審査会委員を免ずる（以上九月五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、タジキスタンの独立記念日につき、九月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により次のとおり公示する。
令和７年９月10日　総務大臣　村上誠一郎

1　訓練の実施期日及び時間　令和８年１月21日（水）から同月23日（金）までの３日間、午前９時から午後４時まで
2　訓練の実施場所　〒185－8795　東京都国分寺市泉町２－11－16　総務省情報通信政策研究所
3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び受付時間
(1)　受付期間　令和７年10月20日（月）から同年11月20日（木）まで。
なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和７年11月20日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
(2)　受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。
なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
4　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060－8795 北海道札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980－8795 宮城県仙台市青葉区本町３－２－23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102－8795 東京都千代田区九段南１－２－１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380－8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920－8795 石川県金沢市広坂２－２－60　金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	〒461－8795 愛知県名古屋市東区白壁１－15－１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540－8795 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44　大阪合同庁舎第１号館４階
中国総合通信局	〒730－8795 広島県広島市中区東白島町19－36
四国総合通信局	〒790－8795 愛媛県松山市味酒町２－14－４
九州総合通信局	〒860－8795 熊本県熊本市西区春日２－10－１　熊本地方合同庁舎Ａ棟
沖縄総合通信事務所	〒900－8795 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎３号館４階

5　その他

(1)　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも訓練を行うことがある。

(2)　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

(3)　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

(4)　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

法　務

再審による無罪判決の公示

前川彰司（昭和四〇年五月一四日生）に対して、「昭和六一年三月一九日午後九時四〇分前後頃、福井市内の市営団地の居室において、被害者（当時一五歳）に対し、灰皿でその頭部を数回殴打し、電気カーペットのコードでその首を締め、包丁でその顔面、頸部、胸部等をめった突きにし、よってその頃、同所において、同人を脳挫傷、窒息、失血等により死亡させ、もって殺害した」との公訴事実につき、当裁判所は、第一審福井地方裁判所の無罪判決を破棄し、有罪の判決を言い渡し、同判決が確定していたところ、当裁判所において再審の結果、令和七年七月一八日、被告人に対し無罪を言い渡した右第一審判決に事実の誤認はないとして控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、同再審判決は確定した。

名古屋高等裁判所金沢支部

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０２３号
大阪府泉佐野市南中樫井672番地１
清算株式会社　佐野第一交通株式会社
代表清算人　磯本　博之

１　決定年月日　令和７年８月28日
２　主文　本件協定を認可する。
　協定
　１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
　２　前項の弁済は、本件協定債権者に持参して支払う。
　３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
　４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が前項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画案議決権行使方法等

令和７年（ミ）第１号
名古屋市北区中切町１丁目84番地
更生会社　愛知電熱株式会社
１　議決権行使の方法
　書面投票による行使
２　投票期間
　令和７年８月28日から同年９月30日まで
３　決議の組分け
　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限
　令和７年９月16日

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都世田谷区瀬田四丁目三五番六号

（甲）合同会社ルビーランド

代表社員　高石　朋和

東京都目黒区目黒一丁目四番一六号

（乙）合同会社ロイヤルブルー

代表社員　高石　朋和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　六十四頁（号外第一五九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　八十六頁（号外第一二九号）

令和七年九月十日

横浜市港北区新横浜二丁目三番九号

（甲）株式会社アクリア

代表取締役　木戸岡　稔

大阪市淀川区西中島七丁目四番二一号

（乙）エープラス株式会社

代表取締役　溝田　英明

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を行うことを決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十九日

掲載頁　六十九頁（号外第一七二号）

令和七年九月十日

京都市東山区一橋野本町一一番地の一

（甲）三洋化成工業株式会社

代表取締役　樋口　章憲

愛知県東海市新宝町三一番地の一

（乙）三洋化成ロジスティクス株式会社

代表取締役　古賀　利弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)(乙)　掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　九頁

令和七年九月十日

北海道上川郡美瑛町字大村村山

(甲)　株式会社フェルムラ・テール

代表取締役　酒井　宏彰

東京都世田谷区三宿一丁目四番二四号

(乙)　株式会社ラ・テール

代表取締役　酒井　宏彰

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社山楽(乙、名古屋市守山区小六町二〇番二五号)の遊技場(所在名古屋市守山区小六町八番一〇号　名称ＧＯＧＯ千代田及び所在名古屋市守山区小六町二〇番二五号山楽マンション一階全部　名称スロットハウス千代田)経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十九日

掲載頁　五十四頁(号外第一八七号)

(乙)　掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十九日

掲載頁　五十五頁(号外第一八七号)

令和七年九月十日

名古屋市中区丸の内二丁目一二番一三号

株式会社Ｙ．Ｍ．Ｒ愛知

代表取締役　山本　洋平

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフェルムラ・テール事業を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)(乙)　掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　九頁

令和七年九月十日

京都府京都市南区西九条高畠町三五番二号

(甲)　株式会社美十

代表取締役　酒井　宏彰

東京都世田谷区三宿一丁目四番二四号

(乙)　株式会社ラ・テール

代表取締役　酒井　宏彰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社ＰＯＮＯとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

北海道函館市本町六―一二ブリック函館三〇三

合同会社ＰＯＮＯ

代表社員　渡部　耕平

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＨＯＢＢＹ　ＭＡＳＴＥＲＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

群馬県館林市花山町二二二五番地

合同会社ＨＯＢＢＹ　ＭＡＳＴＥＲＳ

代表社員　渡邊　光祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都港区東麻布二丁目三五番一号ＫＣビル六Ｆ

合同会社ＴＨＲＥＥ―Ｒ

代表社員　野内　美穂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都港区西新橋二丁目一五番七号ＭＳＣ西新橋ビル三階　合同会社プレスティシモ

代表社員　吉村　昌美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都港区西新橋二丁目一五番七号ＭＳＣ西新橋ビル三階　合同会社クレッシェンド

代表社員　株式会社ネクストステップ

職務執行者　吉村　史明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都中央区八丁堀四丁目六番五号五階

ノースウィンド合同会社

代表社員　名畑　和政

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都中央区八丁堀四丁目六番五号五階

エコウィンドファーム合同会社

代表社員　名畑　和政

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

東京都新宿区山吹町三五三番地

ＳＢウィンド合同会社

代表社員　名畑　和政

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社ミツ・エイとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

福井県越前市小松一丁目一番三一号

合同会社ミツ・エイ興業

代表社員　丸山ニクソン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十日

福岡市博多区麦野四丁目三八番二〇号

ボンエコービル三〇三号

ソルト&ローズ合同会社

代表社員　坂口　志穂

組織変更公告

当組合は、令和七年八月十七日開催の総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年九月十日

長崎県五島市奥浦町一五九八番地四

奥浦生産森林組合

組合長　松尾　弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://industrial-x.jp/ir

令和七年九月十日

東京都港区芝公園一丁目一番一号

株式会社ＩＮＤＵＳＴＲＩＡＬ―Ｘ

代表取締役　八子　知礼

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を百万円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一一〇頁（号外第一五〇号）

令和七年九月十日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

[illegible]

代表取締役　豊原　善弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十日

高知県吾川郡いの町波川一七三三番地一

有限会社高知熱帯魚サービス

代表取締役　久武　啓士

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

また、資本金の額の減少額、四千万円を資本準備金に充当いたします。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十日

福岡市博多区博多駅前二丁目四番一四号富貴ビル

共益商事有限会社

代表取締役　四条　武雄

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千四百十万円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月十日

札幌市白石区米里五条一丁目六番五号

株式会社山口ホールディングス

代表取締役　山口　敦司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円、資本準備金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　六十六頁（号外第一五七号）

令和七年九月十日

東京都港区赤坂四丁目九番一七号

株式会社コンパクトシーク

代表取締役　安野　実

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十日

埼玉県久喜市久喜東二丁目二八番二七号

大東武観光株式会社

代表取締役　中島　秀雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十日

東京都千代田区岩本町一丁目三番一号

株式会社中野商店

代表取締役　中野光一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十日

新潟県南魚沼市余川一八三〇番地一

株式会社丸川屋工務店

代表取締役　川邊　哲夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十日

京都市南区唐橋平垣町八番地

株式会社ニッシン

代表取締役　横江　浩司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十日

大阪市北区堂山町九五番地

株式会社信栄商会

代表取締役　山本　昌広

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十八億七千五百八十万九千八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年九月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩レジデンシャル特定目的会社

取締役　髙山　知也

訂正公告

令和七年九月二日掲載の組織変更公告中、住所は「東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号」とあるは「東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月十日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　合同会社リバイラル

代表社員　坂本　純一

訂正公告

令和七年九月二日（号外第一九八号）掲載の解散公告中、現住所に「長野県大町市美麻二八九三九番地一三三」とあるは「長野県大町市美麻二〇九三九番地一三三」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月十日

長野県大町市美麻二〇九三九番地一三

株式会社アコルス

代表清算人　宮田　明彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和四年四月二十七日（号外第九十三号）公布総務省令第三十四号（科学技術研究調査規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一三		改正後欄八	第一項	第二項
令和七年八月十三日財務省告示第二百二十二号（大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件）（原稿誤り）				
五	上		二三二十万三千七百二十万三千七百六十八万トン	六十八トン